

法律知識 No.84



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q 海外から日本に来て働いている社員が、母国で給与の支払いを〇〇payで振り込んでもらっていたとのこと。その社員から、給与を銀行口座ではなく、〇〇payに振り込んで欲しいと要望を受けたのですが、法律上問題ありませんか。



A 労働基準法では、賃金は、通貨で支払うことが原則とされています。ただし、従来から、労働者の同意があれば、銀行口座や証券総合口座への支払いが可能とされていました。昨年4月からは、関連法規が改正され、賃金のデジタル払いもできるようになりました。デジタル払いについては、事業主側は振込手数料が節約でき、労働者側はアプリへのチャージの手間が省けるというメリットがあるといわれています。賃金のデジタル払いを行うには、まず、労働組合または事業所の労働者の過半数を代表する者との間で賃金のデジタル払いに関する協定を締結する必要があります。その上で、労働者から個別にデジタル払いの同意を得る必要があります。なお、デジタル払いに用いられる口座の残高上限額は100万円とされており、超えた分については、労働者の銀行口座等に送金されることになっています。賃金のデジタル払いに使用できる口座は、厚生労働省が要件を満たしていると認めた業者が管理する口座でなければならないとされています。厚生労働省の審査を通った業者はまだありません。審査を通った業者が出た場合、厚生労働省が明らかにすることになっています。実際に、賃金のデジタル払いができるようになるのは、その後となります。

各出張所で法律相談会を
開催します
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 2月5日(月)、3月4日(月)
- いわき出張所 2月13日(火)、2月27日(火)
3月12日(火)、3月26日(火)
- 二本松出張所 2月20日(火)、3月19日(火)

ここからは広告です。